

図面の表記に関するチェックリスト

事前協議における審査において特に多い指摘をまとめております。
提出前に図面の内容について下記チェックリストを参考にご確認をお願いします。

①提出図面に関するチェック項目		
共通	提出図面にはすべて設計者の氏名の記載があるか。	
共通	福祉のまちづくり条例に関する寸法は「有効寸法」の記載があるか。	
共通	建物内、敷地内通路内の各部分のレベルが記載されているか。	
共通	整備対象外の部分（従業員専用、避難時のみの利用箇所等）がある場合、図面への表記があるか。	
②各整備項目に該当する場合のチェック項目		
1.出入口	出入口が段差20mm以下であることが分かる記載がされているか。	
2.廊下等	廊下の長さが25m以上の場合、50m以内ごとに1500mmの転回円の記載があるか。	
3.傾斜路	傾斜部と平場部で明度差を大きくする旨の記載があるか。	
4.階段	踏面全体のうち、段鼻（先端から概ね30～50mm程度）部に明度差がついているか。	
5.EV	A～Cタイプの場合、扉の開放時間が記載されているか。	
6.便所	該当する便所が男女共用である場合、その旨の記載があるか。	
6.便所	福祉型便房については出入口付近の車いすマークの記載があるか。	
7.駐車場	駐車場の利用者が限定されている場合、その旨の記載があるか。	
8.敷地内通路	道路と敷地の境界部での段差が20mm以下であることが分かる記載があるか。	
8.敷地内通路	敷地内通路にグレーチング等がある場合、蓋の隙間は10mm以下である記載があるか。	
10.誘導ブロック	誘導ブロックと点字ブロックを区別して表記しているか。	
10.誘導ブロック	カメラ付きインターホンで案内する場合、モニター付き受信機の位置の記載があるか。	
その他	テナント、レイアウトが未定の場合、「テナント決定後に福祉のまちづくり条例に適合させる」旨の記載があるか。	